

春日部市議会議員一般選挙 投票事務従事者派遣に係る個別労働者派遣契約
 派遣先 春日部市（甲）と 派遣元 ●●●●●（乙）は次の就業条件のもとに労働者派遣契約を定める。

派遣先	事業所の名称	春日部市 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1			
	就業場所	仕様書のとおり			
	組織単位	名称	選挙管理委員会事務局	組織の長の職名	選挙管理委員会事務局長
	指揮命令者	部署・役職氏名	選挙管理委員会事務局 事務局次長 ●● ●●		
	派遣先責任者	役職氏名・連絡先	事務局長 ●● ●● TEL 048-796-8405		
派遣条件等	無期雇用派遣労働者に限定	する	・	しない	60歳以上の派遣労働者に限定
	期間制限を受けない業務について行う労働者派遣に関する事項				派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
	業務内容	仕様書のとおり		業務に伴う責任の程度	協定対象派遣労働者に限定する
	派遣期間	仕様書のとおり			
	就業時間	就業時間 仕様書のとおり			
	休憩時間	休憩時間 仕様書のとおり			
	時間外労働	時間外労働 仕様書のとおり			
	休日労働	休日労働 仕様書のとおり			
	就業日	仕様書のとおり		派遣人数	仕様書のとおり
	安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全衛生については、派遣先の安全衛生に関する規程を適用することとし、その他のことについては、派遣元の安全衛生に関する規程を適用する。			
	便宜供与	甲は、甲の労働者に対して利用の機会を与える診療所、給食施設、休憩室、及び更衣室について、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように便宜供与すること。			
	派遣労働者からの苦情の処理	(1) 苦情の申出を受ける者の部署、役職、氏名、連絡先 甲においては、選挙管理委員会 事務局長 ●● ●● TEL 048-796-8405 乙においては、●●●●● TEL ●●●●● (2) 苦情処理方法、連携体制等 ① 乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の ●●●●● へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意を持って遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとしその結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の ●●●●● へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意を持って遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとしその結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 派遣元及び派遣先責任者は自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともにその結果について必ず派遣労働者に通知することとする。			
	派遣契約解除に当たって講ずる労働者の雇用の安定を図るための措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申し入れ 甲は専ら甲に起因する事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行う場合には、甲による関連会社での就業あっせん、乙による他の派遣先確保等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには乙が派遣労働者の休業により生ずる休業手当に相当する額以上の額について甲は損害の賠償を行うこととする。やむを得ず乙が派遣労働者を解雇する場合には解雇予告手当等に相当する額以上の額について甲は損害の賠償を行うこととする。その他、甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合について十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。			
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	・甲が労働者派遣の終了後に当該派遣労働者を雇用する場合は、事前に乙にその意思を示すこと。 ・職業紹介の手続きを行う場合の紹介手数料は、乙の手数料表に基づき別途定めるものとする。 （紹介手数料の記載については、派遣元事業主が有料職業紹介の許可を受けている場合に限る。）			
	派遣料金	1時間につき ●●●●●円（税抜き） 一日の実労働時間が8時間を超過した分は1時間につき ●●●●●円（税抜き） 午後10時以降の分は1時間につき ●●●●●円（税抜き）			

裏面へ続く

派遣元	事業所の名称	●●●●									
	住 所	●●●● Tel ●●●●									
	許可・届出受理番号	派●●●●									
	派遣元責任者	役職 氏名・連絡先	●●●● ●●●● Tel ●●●●								

令和●年●月●日

派遣先（甲） 春日部市
春日部市長 岩谷 一弘 印

派遣元（乙） ●●●●
●●●● 印